

## 人文社会科学研究所（博士後期課程）国際公共政策専攻学位論文（博士）審査基準

### （審査体制）

- （１） 博士論文の審査は、３名以上の委員より構成される審査委員会を設け、審査委員会の合議で行う。
- （２） 審査委員会の主査１名（研究指導担当）、副査２名以上（研究指導担当または授業担当）、計３名以上の国際公共政策専攻の教員で構成する。
- （３） 審査委員会には、必要に応じて、筑波大学大学院の人文社会科学研究所の他専攻、他研究科、他大学の大学院または他の研究所等の教員等を副査として加えることができる。
- （４） 審査委員会は、原則として２名以上の教授を含まなければならない。
- （５） ２名の教授のうち１名を、筑波大学大学院の本研究科の他専攻、他研究科、他大学の大学院または他の研究所等の教授とすることはできるが、２名以上の教授の半数は国際公共政策専攻の教授でなければならない。

### （評価項目）

- ① 申請する学位の研究分野に関する特定の研究課題を設定し、研究の意義及び必要性が明確に記述されていること。
- ② 研究課題に相応しい研究方法及び分析が用いられていること。
- ③ 当該研究分野の先行研究を十分に踏まえていること。
- ④ 論文の全体にわたって一貫した論理展開がなされていること。
- ⑤ 学術論文として体系的・統一的に構成され、単行本または学術雑誌掲載論文として発表できる内容と体裁を有するものであること。ただし既発表のものを含んでもよい。
- ⑥ 引用文献・参照文献を明示し、適切な表現・表記法に従って記述されていること。
- ⑦ 独創性を有し、今後、自立して研究活動を行い、学界に対して新たな知見をもつ

て貢献する能力を有すると判定されるものであること。

- ⑧ インターネット公表ができるよう、個人情報や倫理に関して適切な配慮がなされていること。

(評価基準)

上記項目すべてを満たしていると認められる学位申請論文を、口述審査（論文博士の場合には口述審査及び学力の確認）を経た上で合格とする。

人文社会科学研究科（博士前期課程）国際公共政策専攻学位論文（修士）審査基準

（審査体制）

- （１） 修士論文の審査は、３名以上の委員より構成される審査委員会を設け、審査委員会の合議で行う。
- （２） 審査委員会は、主査１名、副査２名以上、計３名以上で構成する。主査は国際公共政策専攻の研究指導担当の教員、副査は国際公共政策専攻又は人文社会科学研究科の他の専攻の研究指導担当又は授業担当の教員とし、審査委員会の半数以上は国際公共政策専攻の教員でなければならない。
- （３） 審査委員会には、必要に応じて、筑波大学大学院の他研究科、他大学の大学院または他の研究所等の教員等を副査として加えることができる。

（評価項目）

- ① 申請する学位の研究分野に関する特定の研究課題を設定し、研究の意義及び必要性が明確に記述されていること。
- ② 研究課題に相応しい研究方法及び分析が用いられていること。
- ③ 当該研究分野の先行研究を十分に踏まえていること。
- ④ 論文の全体にわたって一貫した論理展開がなされていること。
- ⑤ 学術論文として体系的・統一的に構成されたものであること。
- ⑥ 引用文献・参照文献を明示し、適切な表現・表記法に従って記述されていること。

（評価基準）

上記項目すべてを満たしていると認められる学位申請論文を、口述審査を経た上で合格とする。